

臨時的任用職員、任期付職員、再任用フルタイム職員等の加入・退会の手続について

互助組合
(082)228-1386

加入

加入を希望される方は、「㊦加入申込書」（有期職員用）を資格取得日から20日以内（必着）に提出してください。

注意： 共済組合員証番号が同じ番号で再取得された場合も資格取得ごとに提出が必要となります。

退会

退職等で組合員資格を喪失した時は、「退会給付金請求書」を速やかに提出してください。提出することにより、退会給付金を給付します。

注意： 令和3年4月以降に新たに加入した給与の支給が県費負担の任用期間に定めのある有期職員は、提出の必要はありません。

詳細はP10「退職時の給付金～退会給付金～」を御参照ください。

貸付けの利率が引き下げとなります!

互助組合
(082)228-1386

令和4年1月1日から貸付利率を年利 1.26→1.00%に引き下げます。現在償還中の方も自動的に新たな利率が適用されるため、手続は不要です。

貸付利率は、1.00%

種類	貸付限度額	年利率	添付書類
一般	200万円	1.00%	不要
特別	100万円	1.00%	結婚、入学・修学、医療、葬祭、海外研修、海外赴任に関する書類等
住宅災害	100万円	無利息	住宅災害に関する書類等
訴訟	100万円	無利息	訴訟に関する書類等

※ 申込書類は3枚です(互助組合のホームページ様式ダウンロード集を御利用ください)。

※ 送金は毎月19日と28日、申込締切日からおよそ20日後です。

※ 償還は元利均等返済、毎月同じ金額が給与控除となります。

金利変更による月額償還額

申込金額	20万円	30万円	50万円	100万円		150万円	200万円
償還回数	40回 (一般・特別)	50回 (一般・特別)	50回 (一般・特別)	100回 (特別のみ)	72回 (一般のみ)	72回 (一般のみ)	72回 (一般のみ)
令和4年1月以降の償還月額	5,086円	6,128円	10,214円	10,426円	14,315円	21,473円	28,631円

「借替」について

- 同一種類の貸付け＝「借替え」は、申込金額から償還残金を差し引いた金額が送金となります。
- 償還回数が24回を経過していないと借替えできませんので、御注意ください。